

年俸制の年俸額の改定について（案）

改定予定の基本年俸表は、「年俸制教職員給与規程」に定める教職員基本年俸表（一）及び教職員基本年俸表（二）並びに「任期付年俸制教職員給与規程」に定める教職員基本年俸表（一）です。以下で説明する年俸制は、当該基本年俸表の適用を受ける給与制度を指し、令和3年4月1日付け施行の新たな年俸制度ではないことにご留意ください。

本学教職員の給与については、国立大学法人法や独立行政法人通則法*といった法令上の規定により、国家公務員の給与等を考慮要素とすることとされています。また、人事院勧告は、国家公務員の給与改定の指標となること、民間給与の支給実態等を背景として出されるものであることから、本学給与改定にあたり考慮すべき指標となります。

* 独立行政法人通則法：
（職員の給与等）

第50条の10（略）

2 国立大学法人等は、その職員の給与等の支給の基準を定め、これを文部科学大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

3 前項の給与等の支給の基準は、一般職の職員の給与に関する法律（略）の適用を受ける国家公務員の給与等、民間企業の従業員の給与等、当該国立大学法人等の業務の実績並びに職員の職務の特性及び雇用形態その他の事情を考慮して定められなければならない。

（国立大学法人法第35条により読み替えています）

令和3年人事院勧告においては、月例給は据え置き、賞与は0.15月分引き下げの給与勧告がなされ、このたび国は勧告内容どおり実施することとして「国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律」の一部改正が閣議決定されました。（令和2年度4.45月→令和3年度4.30月）

年俸制については、基本年俸（75%）と業績変動賞与（25%）で構成される制度としていところ、その構成を維持しつつ、人事院勧告に依拠して年俸額を改定してきました。また、昨年度の給与改定にかかる検討において、年俸額の改定は将来に向かって行うことを基本方針としました。

以上の経緯等を踏まえ、**令和4年4月1日付けで年俸制教員に適用される基本年俸表を改正し、賞与0.15月相当分の額を差し引いた年俸額に改定**します。